

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの(資料8)

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
大学入試センター	平成16年度～19年度大学入試センター試験の出題に対する外部からの問合せと対応	H19.11.30	122	同様の案件を審査会へ諮問中であり、慎重な検討を行う必要があった上、大学入試センター試験業務が著しく繁忙な時期であったため。	H20.4.11諮問
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	特定企業に対する入札関連文書	H19.6.15	300	担当業務が繁忙であり、また、類似案件の動向等を含めて慎重に審査する必要があった。	H20.4.14諮問
	JR設立委員会に提出した採用候補者名簿	H19.12.7	150	処分庁及び同じ請求が接している関係庁において担当業務が繁忙であること、及び開示請求文書の存否の確認に時間を要した。	
郵便局株式会社	・広島胡町郵便局全職員の平成18年度の出勤簿 ・広島福屋内郵便局全職員の平成18年度の出勤簿	H19.1.12	439	当該異議申立てについては、本件に係る開示請求の開示実施を行う前に申立てられたものであり、異議申立人に対し、当該開示実施文書の内容確認を依頼する等の調整を行っているが、同人から時間をくれるよう申出があり、時間を要しているもの。	
郵便事業株式会社	世田谷郵便局の配達等をしている特定個人の一日の担当区域が分かる文書	H18.8.3	599	事実関係を確認するために大量の対象文書を精査する必要があったため。	
	一般小包(ゆうパック)の収支等に係る資料	H19.10.24	159	異議申立内容について慎重な検討が必要であるため。	